

佐賀市CM方式工事実施試行要領

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 指名型プロポーザル（第8条－第13条）
- 第3章 公募型プロポーザル（第14条－第18条）
- 第4章 プロポーザル後の取扱い（第19条・第20条）
- 第5章 CMRの業務（第21条－第23条）
- 第6章 VE提案（第24条・第25条）
- 第7章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、市が発注する工事について、第三者に設計及び工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理、施工等のマネジメント業務を行わせるコンストラクション・マネジメント方式（以下「CM方式」という。）を採用し、工事を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) CM方式対象工事 CM方式により実施する工事
- (2) CMR CM方式対象工事に関連する工事を総合的に監理する者
- (3) 指名型プロポーザル 提出要請者として適切であると思われる業者を複数選定し、課題解決方法等に関する提案を求め、その内容を審査し、CMR候補者を選定する方法
- (4) 公募型プロポーザル 公募により、課題解決方法及び取組体制に関する提案を求め、その内容を審査し、CMR候補者を選定する方法
- (5) プロポーザル提案 指名型プロポーザル又は公募型プロポーザルにおいてCMR候補者を選定するために求める提案
- (6) VE提案 設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を維持し、さらにより高い水準を追及しながら、コスト縮減及び施工の確保を図ることを可能とする技術上の提案

（佐賀市CM審査委員会）

第3条 CM方式対象工事を適正に執行するため、佐賀市CM審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の組織等については、この要領に定めるもののほか佐賀市CM審査委員会

実施要領に定めるところによる。

(CM方式対象工事の選定)

第4条 市長は、発注しようとする工事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該工事をCM方式対象工事とすることの適否を委員会に審査させるものとする。

(1) 工法、材料等の見直し又は新技術の導入によりコスト縮減の可能性がある工事

(2) 特に工事費の透明性を高める必要がある工事

(3) 前2号に掲げるもののほかCM方式の導入が必要と認められる工事

2 委員会は、前項の規定による審査の結果を市長に報告するものとする。

(CM方式対象工事に関する協議)

第5条 委員会は、前条の規定による審査により発注しようとする工事をCM方式対象工事に選定したときは、次の事項について協議し、決定するものとする。

(1) CMRに委託するマネジメント業務の内容

(2) CM方式対象工事における工事の分離・分割方法

(3) CMRの発注方法(当分の間、指名型プロポーザル又は公募型プロポーザルによる方法に限る。)

(プロポーザル提案の課題、評価項目及び配点)

第6条 プロポーザル提案の課題、評価項目、配点等は、別表第1を標準としてCM方式対象工事の目的物ごとに委員会が定める。

2 前項の規定により定めたプロポーザル提案の課題、評価項目、配点等の内容については、プロポーザル提出要請書又はプロポーザル説明書に明示するものとする。

(参加資格等)

第7条 プロポーザル提案を提出することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 市から指名停止処分を受けていないこと。

(3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく1級建築士事務所の登録を受けていること。

(4) 建築士法第26条第2項の規定による建築士事務所の閉鎖又は登録の取消しの命令を受けていないこと。

(5) CMRとしての業務に必要な技術者を適正に配置できること。

(6) 経営状況が著しく不健全でないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか市長が定める事項

第2章 指名型プロポーザル

(提出要請者)

第8条 委員会は、指名型プロポーザルによってCMRを選定しようとするときは、プロポーザル提案の提出を要請する者(以下「提出要請者」という。)を選定する。

2 提出要請者は、市の業務委託の指名業者登録表に登録されている者のうちから選定するものとする。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

3 指名型プロポーザルを行おうとする場合において、CM方式対象工事の目的物の事業を担当する課及び工事を担当する課は、指名型プロポーザル提出要請候補者一覧表(様式-1)を委員会に提出する。

(参加の自由)

第9条 提出要請者には、あらかじめプロポーザル提出要請書(別添様式1-1)を送付して指名型プロポーザルへの参加の意思を問うものとし、提出要請者は、これに対し参加表明書により参加又は不参加の意思表示を行うものとする。

2 不参加の意思を表明した提出要請者に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。

(手続及び様式等)

第10条 指名型プロポーザルの手続は、この要領及びプロポーザル提出要請書に定めるところによるものとする。

2 プロポーザル提案書は、1の参加表明者につき1件のみ受け付けるものとする。

3 指名型プロポーザルに用いる様式等は、別表第2のとおりとする。

(プロポーザル提案の失格要件)

第11条 指名型プロポーザルにおいて提出されたプロポーザル提案が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該プロポーザル提案は、失格とする。

(1) 前条の規定により定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 前条の規定により定めた様式及び記入要領に示す条件に適合しないもの

(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(4) 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの

(5) 許容された表現方法以外の方法が用いられているもの

(6) 虚偽の内容が記載されているもの

(7) この要領及び提出要請書に定める方法以外の方法で委員会又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合

(プロポーザル提案の審査)

第12条 プロポーザル提案の審査は、第6条第1項で定めた評価項目について委員会が行うものとし、審査に当たってヒアリングが必要な場合は、その日時、場所、留意事項等について、プロポーザル提案の提出者に別途通知する。

(CMR候補者の選定)

第13条 委員会は、前条の審査の結果、最高点を得た者を当該CM方式対象工事に

係るCMR候補者として選定する。

2 前項のCMR候補者が、第7条に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者のCMR候補者としての身分を取り消し、次点の者を新たにCMR候補者として選定する。

3 前条の審査及び前2項の規定による選定の結果については、プロポーザル提案の提出者全員に通知するとともに公表する。

第3章 公募型プロポーザル

(手続の開始)

第14条 公募型プロポーザルの手続開始については、市のホームページ等により公表する。

(手続及び様式等)

第15条 公募型プロポーザルの手続及び様式等については、第10条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「プロポーザル提出要請書」とあるのは、「プロポーザル説明書(別添様式1-2)」と読み替えるものとする。

(公募型プロポーザル提案の失格要件)

第16条 第11条の規定は、公募型プロポーザルにおけるプロポーザル提案の失格要件において準用する。

(プロポーザル提案の審査)

第17条 プロポーザル提案の審査は、第6条で定めた評価項目について審査委員会が行うものとする。

2 審査に当たってヒアリングが必要な場合は、前項の審査結果により上位5者程度をヒアリング要請者として選定し、ヒアリングの実施内容を踏まえてプロポーザル提案の再評価を行う。

3 前項のヒアリングの日時、場所、留意事項等については、プロポーザル提案の提出者に別途通知する。

(CMR候補者の選定)

第18条 CMR候補者の選定については、第13条の規定を準用する。

第4章 プロポーザル後の取扱い

(プロポーザル提案の取扱い)

第19条 提出されたプロポーザル提案の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 提出されたプロポーザル提案は、返却しない。

(2) プロポーザル提案の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出されたプロポーザル提案は、その写しを審査及び説明のために作成し、及び使用することができる。

(4) 提出されたプロポーザル提案は、審査等の公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。この場合において、プロポーザル提案書は、その写

しを作成し、及び使用することができるものとする。

(受注資格の喪失)

第20条 この要領に基づくプロポーザル方式によりCMR業務を受注した者と資本、人事面等において関連があると認められる製造業又は建設業の企業は、当該設計業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができないものとする。ただし、設計施工一括発注方式をとる工事等これにより難しい場合は、この限りでない。

第5章 CMRの業務

(委託業務)

第21条 CM方式対象工事においてCMRに委託するマネジメント業務の種類は、次のとおりとする。

(1) 設計マネジメント業務

ア 基本計画段階

イ 基本設計段階

ウ 実施設計段階

(2) 発注マネジメント業務

工事発注段階

(3) 施工マネジメント業務

工事施工段階

2 CMRに委託するマネジメント業務は、第4条第2項の規定により委員会で決定し、CM方式業務委託書(様式-2)により指定するものとする。

(CMRが遵守すべき事項)

第22条 CMRは、前条の規定により委託された業務に関し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) CM方式対象工事の設計の検討、支援等を実施すること。

(2) CM方式対象工事の施工者に対する総合監理を実施すること。

(3) 自己の責任によりCM方式対象工事の品質を確保すること。

(4) 市の監督員(佐賀市財務規則(平成9年佐賀市規則第15号)第106条に規定する監督員をいう。以下同じ。)の指示をCM方式対象工事の施工者に的確に伝達すること。

(5) CM方式対象工事の施工者からの求めがあったときは、必要な事項について監督員と協議すること。

(元請業者及び専門業者の選定基準)

第23条 CMRは、発注マネジメント業務においてCM方式対象工事の元請業者の選定を行うときにあっては別表第3に、専門業者の選定を行うときにあっては別表第4に定める評価内容、評価項目及び評価配点を標準として、それぞれ選定基準を

定めなければならない。

- 2 CMRは、CM方式対象工事の目的物の用途、機能その他の条件により必要と認めるときは、市と協議の上、前項の選定基準を変更することができる。

第6章 VE提案

(VE提案の決定)

第24条 CM方式対象工事については、CMRは、自らVE提案を行い、又は元請業者若しくは専門業者からVE提案を受け付けるものとする。

- 2 前項の規定に基づくVE提案の提出等、VE提案の審査等、VE提案の採否の通知、設計及び請負代金額の変更、VE提案の内容の保護及び責任の所在については、佐賀市契約後VE方式工事実施試行要領（平成17年10月1日施行）第5条から第10条までの規定を準用する。この場合において、CMRは、同要領第6条に規定する佐賀市契約後VE提案審査委員会の審査前に、当該VE提案の事前審査を行うものとする。

(請負代金額等の変更)

第25条 前条第2項の規定にかかわらず、佐賀市契約後VE方式工事実施試行要領第8条第2項の規定の適用については、市は、VE提案を行ったものの区分に応じ、採用されたVE提案により縮減が見込まれる経費に相当する額（以下「縮減額」という。）に別表第5甲の分配率の欄に定める数値を乗じて得た額の範囲内で、CM方式対象工事に係る工事代金の総額を減額するものとする。

- 2 前項の場合において、市は、CMRの委託料について、VE提案を行ったものの区分に応じ、縮減額に別表第5乙の分配率の欄に定める数値を乗じて得た額に相当する額を増額するものとする。
- 3 第1項の場合において、市は、元請業者及び専門業者の請負代金について、VE提案を行ったものの区分に応じ、縮減額から当該額に別表第5元請業者の分配率及び専門業者の分配率の欄に定める数値を乗じて得た額を減じた額を、それぞれ減額するものとする。
- 4 CM方式対象工事の目的物の用途、機能その他の条件により必要と認めるときは、市は、別表5の基準をあらかじめ変更し、又は別に定めることができる。

第7章 雑則

(公表)

第26条 CMRが設計者若しくは施工者に不正な利益供与を求め、又はCMRの故意若しくは過失により市が損害を被り、若しくは重大な瑕疵若しくは不具合が生じたときは、これらの事実を公表するものとする。

(その他)

第27条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は，平成17年10月1日に施行する。